

近江八幡市障がい者のコミュニケーションを促進する条例

全ての人が日常生活や社会生活を営むために、情報取得や意思疎通（コミュニケーション）を図ることは、欠かすことができない大切なものです。

しかしながら、障がいのある人の中には、生活に必要な情報の取得や他者とのコミュニケーションに困難が生じるなど、生活のしづらさや不安を抱えながらの生活を余儀なくされている人も少なくありません。

平成18年12月の国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、「「意思疎通」とは、言語（音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。）、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。」と定義され、平成23年8月に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められています。

私たちは、障がい特性に応じたコミュニケーション手段による情報取得や意思疎通を図ることができる環境の整備、多様なコミュニケーション手段に関する理解と広がりをもって、障がいの有無にかかわらず社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を保障することにより、地域で支えあい、互いに人権を尊重することができる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、コミュニケーション手段に対する理解の促進及びコミュニケーション手段の普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある人の自立及び社会参加の促進並びに障がいの有無にかかわらず人権を尊重することができる豊かな共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）のある者であつて、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的配慮 障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合に、障がいのない人と同等の権利を行使するため、その実施に伴う負担が過重とならない範囲において障がいのある人の意向を尊重しながら、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (6) コミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記、筆談、字幕、手書き文字、点字、指点字、音訳、拡大文字、白黒反転文字、代読、代筆、平易な表現、ふりがな表示、絵図、絵文字、記号、身振り、口文字、代用音声（咽頭摘出等により使用するものをいう。）、文字盤、意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等のICT機器その他の障がい特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。
- (7) コミュニケーション支援従事者 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者、代読・代筆を行う者、点訳者、音訳者、ガイドヘルパー、障がいのある人への伝達補助等を行う者等のコミュニケーション手段を用いて支援する者をいう。
- (8) 滞在者等 市内への来訪者及び旅行者並びに市内に一時的に滞在する者をいう。

（基本理念）

第3条 障がいのある人のコミュニケーション手段の選択及び利用の機会の確保並びに情報の受信及び発信のための手段の確保は、障がいの有無にかかわらず、市民相互に必要なこととして尊重することを基本に行うものとする。

2 市、市民及び事業者は、障がいのある人のコミュニケーション手段があるとの認識の下、コミュニケーション手段に対する理解の促進を図り、及びコミュニケーションが図りやすい環境を整備し、もって情報アクセシビリティを保障するものとする。

3 障がいのある人はコミュニケーション手段により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は保障されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、コミュニケーション手段の普及並びに障がいのある人の自立した日常生活及び地域における社会参加を保障するため必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人の人権を尊重し、並びにコミュニケーション手段の普及及び市の施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努め、並びにコミュニケーション支援従事者と連携し、障がいのある人が適切なコミュニケーション手段を利用できるよう合理的配慮を行うものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

2 推進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) コミュニケーション手段に対する理解及びコミュニケーション手段の普及の促進に関すること。

(2) 市民のコミュニケーション手段による意思疎通及び情報を得る機会の拡大に関すること。

(3) 市民がコミュニケーション手段を使用しやすい環境の整備に関すること。

(4) コミュニケーション支援従事者の支援及び養成に関すること。

- (5) 災害時における障がいのある人の情報取得及び意思疎通の支援に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(コミュニケーション施策推進会議)

第8条 市長は、推進方針を定め、若しくは変更し、又は施策の推進状況を検証するため、障がいのある人、コミュニケーション支援従事者等で組織する近江八幡市コミュニケーション施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(情報の発信)

第9条 市は、障がいのある人が市政に関する情報を円滑に取得することができるよう、コミュニケーション手段を利用して情報を発信するものとする。

- 2 市は、災害時及び新興感染症発生時等において、障がいのある人がコミュニケーション手段により必要な情報を迅速に得ることができるよう、関係機関と連携し、情報の発信及び意思疎通に必要な支援体制を整備するものとする。

(学校における取組)

第10条 市は、学校教育において多様なコミュニケーション手段に接する機会を提供し、コミュニケーション手段に対する理解の促進及びコミュニケーション手段の利用の促進を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(滞在者等への配慮)

第11条 市は、障がいのある滞在者等のコミュニケーション手段の利用に配慮するものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、コミュニケーションに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。